

○ 保健体育科の移行措置はどのようになっているか。

1 現行学習指導要領の特例の内容

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(1) 運動領域

運動領域に関しては、上記の内容を当てはめることができる。すなわち、新学習指導要領の規定によって、全部又は一部を行うことができる。

(2) 保健領域

運動領域と同様に、新学習指導要領の規定によって、全部又は一部を行うことができる。

2 移行期間中における学習指導上の留意事項

(1) 中学校特例告示により追加又は省略した内容（学年間で移行した内容を含む）について、十分留意した指導計画を作成すること。

(2) 移行期間中、実際に新学習指導要領による場合は、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに所要の時数を確保して指導を行うこと。

(3) 第1学年及び第2学年については、目標及び内容がまとめて示されていることから、平成23年度の指導に当たっては、完全実施となる翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成24年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新中学校学習指導要領に円滑に移行できるようにする。

参考（20年度～25年度までの授業時数）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小1年	90	102	102	102	102	102
小2年	90	105	105	105	105	105
小3年	90	90	90	105	105	105
小4年	90	90	90	105	105	105
小5年	90	90	90	90	90	90
小6年	90	90	90	90	90	90
中1年	90	90	90	90	105	105
中2年	90	90	90	90	105	105
中3年	90	90	90	90	105	105